

中小法人・個人事業者のための

月次支援金

緊急事態措置・まん延防止等重点措置の影響緩和

給付額

中小法人等 ➡ 上限 **20** 万円/月 個人事業者等 ➡ 上限 **10** 万円/月 を支給します。

給付額 ➡ 2019年または2020年の基準月※1の売上 - 2021年の対象月※2の売上

※1 2019年または2020年における対象月と同じ月。

※2 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置(以下「対象措置」という)が実施された月のうち、対象措置の影響を受けて、2019年または2020年の同月比で、売上が50%以上減少した2021年の月。

一時支援金または月次支援金を既に受給された方の申請の流れ

はじめて申請される方は
中面をご確認ください

2回目以降の申請手続きが簡単 (2STEPのみ) になります。

STEP1 ➡ マイページから、必要情報を入力

STEP2 ➡ 2021年の対象月の売上台帳※3を添付

**事前確認が不要！
その他書類が不要！**

※3 一時支援金を受給していても、月次支援金をはじめて申請される場合は、宣誓・同意書も提出していただきます。

給付対象

詳しくはホームページでご確認ください

①と②を満たせば、業種/地域を問わず給付対象 となり得ます。

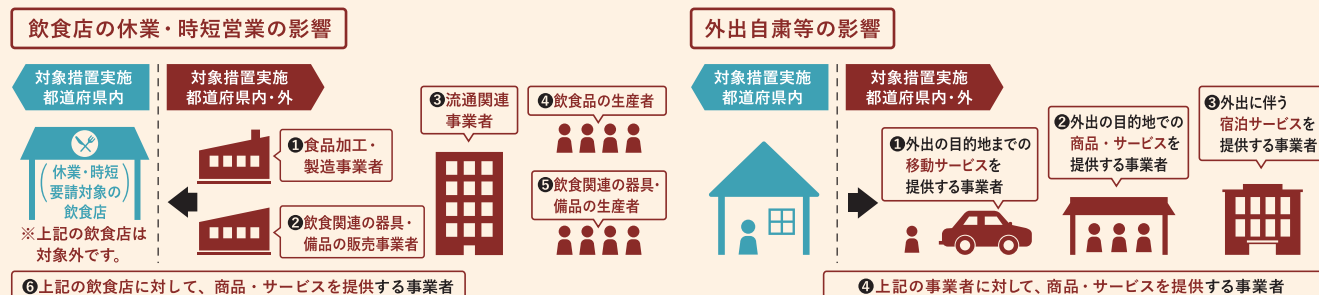
①緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う

飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること※4

②緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施された月のうち対象措置の影響を受けて

月間売上が2019年または2020年の同じ月と比べて50%以上減少していること

※4 2021年4月以降に実施される対象措置に伴う要請を受けて、休業または時短営業を実施している飲食店と直接・間接の取引があること。
または、これらの地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けている事業者が対象です。



申請期間

4月分/5月分/6月分/7月分：申請受付終了

8月分/9月分：対象月の翌月から2か月間

※緊急事態措置の解除後も、引き続き時短営業等の要請が行われることに鑑み、10月分においても月次支援金を継続する予定です。制度の詳細は決まり次第掲載します。

給付対象の具体例

対象措置実施都道府県のお客様に、
商品・サービスを提供する全国の事業者

左記事業者と取引がある全国の事業者
(他者を經由して左記事業者に商品・サービスを
提供している事業者を含む)

1 日常的に訪れるお店
アパレルショップ、飲料や食料品の小売店、
美容院や理容店、マッサージ店など

2 教育関連の事業者
学習塾、スポーツの習い事など

3 医療・福祉関連の事業者
病院や福祉施設、ドラッグストア、薬局など

4 文化・娯楽関連の事業者
スポーツ施設、劇場、博物館など

5 旅行関連の事業者
ホテル、旅館、旅行代理店、レンタカー、タクシーなど

6 経営コンサルタントや士業など
専門サービスを提供する事業者

7 システム開発などのITサービスを
提供する事業者

8 映像・音楽・書き物のデザイン・
制作などを行う事業者

9 飲料や食料品の卸売を行っている
事業者

10 農業や漁業を営んでいる事業者

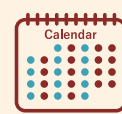
以下の場合には給付対象とはなりません



事業活動に季節性があるケース(例:夏場の海水浴場)における繁忙期や農産物の出荷時期以外
など、通常事業収入を得られない時期を対象月として、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の
影響により事業収入が減少したわけではないにも関わらず給付を申請する場合は給付対象外です。



(対象措置とは関係なく)売上計上基準
の変更や顧客との取引時期の調整により
対象月の売上が減少している場合は給
付対象外です。



(対象措置とは関係なく)単に営業日数
が少ないことにより対象月の売上が
50%以上減少している場合は給付対象外
です。



売上が50%以上減少していても、また
は、対象措置実施都道府県に所在する
事業者であっても、給付要件を満たさな
ければ給付対象外です。



地方公共団体による対象月における休
業・時短営業の要請に伴う「協力金」※5
の支給対象となっている事業者は給付
対象外です。

※5 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して措置している協力金

誤って受給することのないよう、よくご確認ください。

相談窓口

電話番号のお掛け間違いが発生しております。お問い合わせの際は、
電話番号をよくお確かめのうえ、お掛け間違いのないようお願い申し上げます。

0120-211-240

IP電話
専用回線

03-6629-0479

受付
時間

8:30-19:00
(土日・祝日含む全日)

ホームページ



月次支援金

検索

[https://ichijishienkin.go.jp/
getsujishienkin](https://ichijishienkin.go.jp/getsujishienkin)

